

大津市認知症地域共生事業実施業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「大津市認知症地域共生事業実施業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名 大津市認知症地域共生事業実施業務

(2) 業務の目的

本業務は、認知症の人が特別視されることなく、誰もが自然に交わり、交流し、つながりが生まれる「共生の居場所」の創出及び継続を図るため、認知症地域共生事業を実施することを目的とする。なお、本事業は、認知症地域共生に資する居場所モデルを検証し、次年度以降の本格実施に向けた知見の蓄積を図るものであり、大津市内の北部、中部、南部地域にそれぞれ1か所ずつ、合計3か所の「共生の居場所」を創出及び継続することを想定している。

(3) 業務内容 仕様書のとおり

(4) 業務期間 令和8年8月3日から令和9年3月31日まで

3 予算額

ア 委託料総額 2,400,000円

1 事業者あたり上限800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳：開設準備金及び環境整備資金上限20万円＋運営費上限60万円）

イ 対象経費

開設準備金及び環境整備資金は、会場確保に必要な経費、備品購入費、広報物作成や配布に必要な経費、運営体制構築に必要な経費、環境整備や関係機関との調整に必要な経費とする。また、居場所運営に要する経費は、人件費、会場使用料、スペース利用料、消耗品費、講師謝金、交通費、印刷製本費、企画運営に必要な委託費、保険料とする。なお、上記いずれの経費についても、その他市長が必要と認める経費を含むものとする。

4 実施形式 公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

令和8年 5月19日（火）第1回審査委員会

令和8年 5月27日（水）公募開始

令和8年 6月 5日（金）質疑受付締切

令和8年 6月10日（水）質疑に対する回答（ホームページ）予定

令和8年 6月22日（月）参加申込書提出締切

令和 8 年 6 月 2 9 日 (月) 参加資格審査結果通知
プロポーザル審査開催通知
令和 8 年 7 月 3 日 (金) 企画提案書等提出締切
令和 8 年 7 月 1 1 日 (土) 第 2 回審査委員会 (公開形式)
令和 8 年 7 月 1 5 日 (水) プロポーザル審査結果通知
令和 8 年 8 月 3 日 (月) 契約締結

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者 (提案者となろうとする者) は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税 (本店所在地分及び本市分 (支店、営業所等が本市に存する場合に限る。))、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) に基づく更生手続開始の申立てがされている者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。) 又は民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づく再生手続開始の申立てがされている者 (再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。
- (5) 破産法 (平成 1 6 年法律第 7 5 号) に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法 (平成 1 7 年法律第 8 6 号) に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ (7) にあつては、会社等 (会社法施行規則 (平成 1 8 年法務省令第 1 2 号) 第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。) の一方が更生会社 (会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。) 又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(7) 親会社等 (会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。) と子会社等 (同条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。) の関係にある場合

- (イ) 親会社等と同じくする子会社等士との関係にある場合
- (ウ) (7) 又は (イ) と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(7) 一方の会社等の役員 (会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。) が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第 2 条第 1 1 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査

等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(i) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ii) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(e) (i)から(ii)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(8) 大津市内に事業拠点または活動拠点を1年以上有すること。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式1）により、電子メールで提出するものとし、次のことに注意す

ること。

※電子メールの標題を「令和8年度大津市認知症地域共生事業実施業務に係る公募型プロポーザルについて 事業所名/質問者名」とすること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

- (2) 期限 令和8年6月5日(金)午後5時まで(必着)
- (3) 提出先 「16 問合せ先」に記載のある担当窓口
- (4) 回答予定日 令和8年6月10日(水)
- (5) 回答方法 本市ホームページに掲載して回答する。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部(イ、エ及びオ(㊦)に掲げる書類にあっては、原本1部及び副本8部)を提出すること。

ア 参加申込書

イ 企画提案書

ウ 価格見積書(消費税及び地方消費税を含むものとし、内訳を明記すること。)

エ 事業・活動実績一覧

オ 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類

(ア) 直近年度の市町村税(本店所在地分及び本市分(支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。))及び消費税の滞納がないことを確認できるもの(完納証明書(写し可)、納税証明書(写し可)等)

(イ) 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)(写し可)及び役員名簿、個人の場合にあっては身分証明書の写し

(ウ) 誓約書

(エ) 役員名簿

(㊦) 会社概要

(2) 提出期間及び時間

ア 参加申込みに係る提出書類((1)ア及びオに掲げる書類)

公告の日から令和8年6月22日(月)まで(大津市の休日を定める条例(平成元年条例第67号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 企画提案に係る提出書類((1)イからエまでに掲げる書類)

公告の日から令和8年7月3日(金)まで(市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間の最終日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

- (4) 提出先 大津市健康福祉部長寿福祉課 認知症施策推進室
 TEL 077(528)2741 FAX 077(526)8382
 E-mail otsu1456@city.otsu.lg.jp

9 企画提案書作成方法

様式は問わないが、大津市認知症地域共生事業実施業務企画提案書作成要領（別紙1）を参照し、作成すること。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査を行う。なお、当該審査は公開形式で実施する。

- (1) 審査方法 書面及びプレゼンテーション審査により行う。
- (2) 審査日 令和8年7月11日（土）※時間は参加申込後に通知する。
- (3) 審査員 市職員5名程度を予定
- (4) 会場等 大津市役所 別館1階大会議室
- (5) 提案時間 20分
- (6) 質疑応答 20分
- (7) 審査基準

下記の項目を基本に審査を実施する。

審査項目	配点
①基本的な考え方・コンセプト	15
②独自性	10
③居場所の内容及び運営計画	10
④多様な参加者の確保	15
⑤実施体制	10
⑥地域での活動実績及び連携・協力	10
⑦安全管理	10
⑧情報発信・普及	15
⑨費用	5
合計	100

(8) 企画提案に係るプレゼンテーション

- ①プレゼンテーションにおいて、提案者名が分かる口頭での説明やデモ画面上での記載は行わないこと。
- ②応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。
- ③プレゼンテーションは、企画提案書に沿って行うこと。

(9) 委託事業者の選定について

本事業における「共生の居場所」は、大津市内の北部、中部、南部地域からそれぞれ1か所ずつ、合計3か所を基本とし、各地区において、プロポーザルの審査結果に基づ

き、最も評価点の高い事業者を選定することを原則とする。

しかし、特定の地区で複数の優れた企画提案があり、かつ他の地区で適切な事業者の応募がない、または選定に至らなかった場合において、市全体で3か所の「共生の居場所」の設置を目指す必要があると判断したときは、次に評価点の高い事業者で、別途定める最低評価点（合格基準点）を満たしている場合に限り、選定することがある。

1 1 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知時期 令和8年7月15日（水）に発送予定

1 2 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1 3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 4 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 5 その他

- (1) 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担
書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書（様式2）の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式7）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 参考見積書の金額が第3項の1事業者あたりの上限額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.6 問合せ先

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市健康福祉部長寿福祉課 認知症施策推進室

TEL 077(528)2741 FAX 077(526)8382

E-mail otsu1456@city.otsu.lg.jp